

愛知県公共事業評価実施要領細則

第1 趣旨

この細則は、愛知県公共事業評価実施要領（以下「要領」という。）に基づき実施する評価について、実施するうえでの統一的な取り扱いを定めるものである。

第2 評価実施事業の単位

評価を実施する際の事業の単位は、予算の枠に関係なく、事業目的に応じて設定するものとする。

第3 評価の時期

1 未着工の事業

土地区画整理事業、市街地再開発事業については、権利変換等が実施されている場合は、要領第4. 2. (1)に規定する「未着工の事業」とはしないものとする。

2 都市計画決定

事業費又は着工準備費が予算化された後、都市計画の決定若しくは変更が行われた事業については、要領第4. 2. (1)に規定する「事業採択」の定義中「事業費が予算化された時点」を「都市計画の決定若しくは変更が行われた時点」に読み替えることができるものとする。

3 再評価を要しない事業の公表

要領第4. 2. (2)及び(3)において定める、「既に用地買収や家屋移転補償が完了するなど阻害要因がなく、今後2年以内に完了見込みの事業については、評価を要しないものとする。」に関して、この規定により再評価を実施しない場合は、該当事業の完了時期を公表するものとする。

4 水産関係補助事業の取扱

水産関係補助事業について、事務の効率化の観点から再評価及び事後評価の実施時期を国（水産庁）に併せることができるものとする。

第4 評価の実施

1 評価調書

総事業費が一定規模以上の事業の評価は別紙1～3により、また総事業費が一定規模未満の事業の評価は別紙4～6により評価調書を作成するものとする。

2 再評価における費用対効果分析

再評価における費用対効果分析については、原則として、事前評価時（前回評価時）と比べ、その要因が3割を超えて変化している場合、または費用対効果分析結果が1未満になる恐れがある場合に実施するものとする。

3 河川整備計画の策定・変更に伴う評価の取扱

河川事業、ダム事業については、河川法に基づき、学識経験者等から構成される委員会等で審議を経て、河川整備計画の策定または変更が行われた場合には、当該時点で事前評価または再評価の手続きがなされたものと位置づけることができるものとする。

る。

その際には、当該委員会の審議内容について、事業評価監視委員会に報告するものとする。

4 再評価時における事業効果及び環境への影響等の確認

施設の部分供用が行われた場合には、再評価時に当該施設に係わる事業効果及び環境への影響等を確認し、必要に応じて適切な改善措置を検討した上で、その結果を再評価調書（②事業の進捗状況及び見込み1）進捗状況【施工済みの内容】）に記載するものとする。

第5 評価の公表

1 事業評価監視委員会の審議結果の公表

事業評価監視委員会の審議結果は、委員会審議終了後、速やかに公表するものとする。

2 対応方針の公表

対応方針は、原則として評価実施年度の翌年度の当初予算の発表にあわせ公表するものとする。

第8 施行

1 この細則は、平成23年4月1日から施行する。

2 愛知県公共事業再評価実施要領細則（平成15年6月25日施行）及び愛知県公共事業事後評価試行実施要領細則（平成17年4月1日施行）は廃止する。

3 この細則は、平成24年4月1日から施行する。

4 この細則は、平成26年4月1日から施行する。

5 この細則は、平成28年4月1日から施行する。

6 この細則は、平成29年4月1日から施行する。

7 この細則は、平成31年4月1日から施行する。

8 この細則は、令和3年4月1日から施行する。